

児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当、母子・父子家庭等福祉医療の

# 現況届や受給者証の更新を

市では、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当、母子・父子家庭等福祉医療を受けている方を対象に、下記の日程表の受け付けをします。  
必要なものを持って各会場へお出かけください。

## 必要なもの

- 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方  
▼ 手当証書
- ▼ 市が指定した添付書類
- ▼ 印鑑（届け出印）
- ※ 現況届の用紙は、会場で使用しています。
- 障害児福祉手当、特別障害者手当、心身障害児福祉手当などを受けている方
- ▼ 現況（所得状況）届
- ▼ 市が指定した添付書類
- ▼ 印鑑

■ 母子・父子家庭等福祉医療を受けている方

- ▼ 受給者証
- ▼ 親と子どもが加入している保険証と、そのコピー
- ▼ 印鑑
- ▼ 母親または父親名義の預金通帳
- ▼ 遺族（遺児）年金を受けている方は、その年金証書

## 手当とは…

■ 児童扶養手当

離婚、死別などで、父親に養育されなくなった十八歳未満のお子さんを養育している母親など（公的年金を受けない方）に支給される手当です。

■ 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障害があるお子さん（二十歳未満）を養育している方に支給される手当です。

■ 障害児福祉手当

身体や精神に重度の障害が

あるため、日常生活で常時介護を必要とする二十歳未満の方に支給される手当です。

■ 特別障害者手当

身体や精神に重度の障害があるため、日常生活で常時特別な介護を必要とする、在宅の二十歳以上の方に支給される手当です。

■ 心身障害児福祉手当

身体障害者手帳や療育手帳を所持する二十歳未満のお子さんを養育している保護者に支給される手当です（保護者が特別児童扶養手当を受給し

ている場合や、お子さんが障害児福祉手当を受給している場合は除く）。

## ご注意ください

該当される方は申請を必要としますが、手当は所得額（扶養義務者も含む）により減額または支給停止があります。また、施設などに入所したり、病院などに入院しているときは、該当しない場合があります。

詳しくは、いきがひ福祉課 給付係（内線154）へ。

## 日程表

地区名	受付日時	会場
駄知 曾木	8月12日（木） 10:00～12:00 13:00～16:00	駄知公民館 （大会議室）
土岐津 肥田 泉	8月13日（金） 10:00～12:00 13:00～16:00	文化プラザ （展示室）
下石 妻木 鶴里	8月17日（火） 10:00～12:00 13:00～16:00	下石公民館 （ジョイホール）